

平成29年4月1日から各種手当額が改正されました。

平成29年4月から各種手当の額が以下のように改正されました。

■ 兒童扶養手当

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害の状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

また、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

＜児童扶養手当の月額＞（平成29年4月分から）

- 子ども1人の場合 全部支給:42,290円
一部支給:42,280円～9,980円 (所得に応じて決定されます。)
- 子ども2人以上の加算額 2人目:全部支給9,990円 (一部支給は9,980～5,000円)
3人目以降:全部支給5,990円 (一部支給は5,980～3,000円)
※3人目以降の加算額は1人あたりの金額になります。

■特别児童扶養手当

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給される手当です。

児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

＜特別児童扶養手当の月額(児童1人につき月額)＞(平成29年4月から)

- 重度障害児の場合:51,450円 ●中度障害児の場合:34,270円

■障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方は対象となりません。

＜障害児福祉手当の月額＞(平成29年4月から) 14,580円

■特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

施設に入所されている方、病院・診療所に3ヶ月以上継続して入院されている方は対象となりません。

＜特別障害者手当の月額＞(平成29年4月から) 26,810円

詳しくは、鏡野町保健福祉課(子育て支援係・福祉係)までお問い合わせください。TEL (0868) 54-2986

平成29年6月1日より、奥津診療所の診療体制を一部変更しました。

津山中央病院の医師の診療日が月曜日から火曜日に、鏡野町国保病院の医師の診療日が火曜日から木曜日に変更になり、月曜日に榊原病院の医師の診療が開始されました。

曜日 診療所名		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
奥 津 診 療 所	午前	○	○	○	○	○	×
	午後	○	○	○	○	○	×

○診療日 ×休診日 △看護師・事務員が常駐します。医療相談・訪問看護等可能な範囲での対応をします。

○診療時間は、午前9：30～12：00 午後13：00～16：00 です。

※医師は、鏡野町国保病院（木・金曜日）・津山中央病院（火曜日）・榊原病院（月・水曜日）から派遣されます。

町民のみなさんには、大変で迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891